

清和大学学則

第1章 総 則

第1節 目 的

(目的)

第1条 清和大学(以下「本学」という。)は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、君津学園の一貫した教育体系の最高教育機関として、学園の教育理念とする「真心教育」に基づき徳性を陶冶しつつ、高度の教養を授けるとともに、専門の学芸を教授研究し、個性の尊重と社会的協同を旨とし、国内的、国際的視野に立って、地域社会の文化的、社会的発展に寄与する先見性と実践性に富む人材を養成することを目的とする。

2 法学部法律学科の教育目的は、次のとおりとする。

- 一 法学基礎教育の充実
- 二 現代社会の情報化・多様化への対応
- 三 実学を重視したリーガルマインドの涵養
- 四 國際化時代への対応

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第1条の2 本学は、授業の内容及び方法の改善や教育活動にかかる知識・技能・能力の獲得又は向上を組織的に支援するため、ファカルティ・ディベロップメント活動を実施するものとする。

2 ファカルティ・ディベロップメント活動の実施体制並びに運営等については、別に定める。

第2節 組 織

(学部)

第2条 本学に、法学部法律学科を置く。

2 法律学科に法学コース、情報と法コース、スポーツ法コースを置く。

3 入学定員は190名、収容定員は760名とする。

(附属図書館)

第3条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

(事務局、教学部、学生部、スポーツ部、キャリアセンター)

第4条 本学に、事務局、教学部、学生部、スポーツ部及びキャリアセンターを置く。

2 事務局、教学部、学生部、スポーツ部及びキャリアセンターの組織及び校務分掌については、別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

第5条 本学に、次の職員を置く。

- 一 教育職員 学長、教授
- 二 事務職員

2 本学に、前項のほか、副学長、学部長、准教授、講師、助教、助手、事務局長、図書館長、教学部長、学生部長、スポーツ部長、キャリアセンター長及びその他の職員を置くことができる。

(客員教授)

第6条 本学に、客員教授を置くことができる。

2 客員教授に関する事項は別に定める。

(名誉教授)

第7条 本学は、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授に関する事項は別に定める。

第4節 学長室

(学長室)

第8条 本学に、本学の運営に関する重要事項を検討し、企画・立案する機関として、学長室を置く。

2 学長室は、学長、学部長(副学長を置く場合は、副学長を含む。)及び学長が選出した専任教員若干人をもって構成する。

ただし、学長が必要と認めた場合には、その他の教員・職員を参加させることができる。

3 学長室は、次の事項のうち学長が諮問した事項について検討し、企画・立案する。

- 一 学部、学科、その他重要な機関の設置及び改廃に関する事項

- 二 学内委員会の設置及び運営に関する事項
- 三 専任教員の任用、昇任に関する事項
- 四 非常勤講師の採用に関する事項
- 五 教育課程（教養教育を含む）に関する重要事項
- 六 入学試験及び学生募集に関する重要事項
- 七 広報に関する重要事項
- 八 学内外コンピュータ管理運営等に関する事項
- 九 組織倫理に関する事項
- 十 学則その他学内諸規程の改廃に関する事項
- 十一 その他本学の運営に関する重要事項
- 十二 理事長が諮問した事項

第5節 教授会

(教授会)

第9条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長及び専任の教授をもつて構成する。

ただし、学長が必要あると認めた場合には准教授及び専任講師その他の職員を参加させることができる。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学及び卒業
- 二 学位の授与
- 三 学生の退学、除籍及び賞罰
- 四 学生の試験
- 五 教育課程（教養教育を含む）
- 六 教員の研究業績の審査

七 学則その他学内諸規程のうち、「教授会の議を経て」と規定するもの

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(委員会)

第10条 本学に、教育研究、校務等の円滑な運営を図るため、学長に意見を具申し、また諮問に応じて審議する機関として、必要に応じて委員会を置くことができる。

2 委員会について、必要な事項は、別に定める。

第6節 学年・学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の期間を変更することができる。

(1年間の授業期間)

第13条 1年間の授業期間は、定期試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 創立記念日（10月12日）
- 四 千葉県民の日（6月15日）
- 五 春期休業 4月1日から4月5日まで
- 六 夏期休業 7月20日から9月20日まで
- 七 冬期休業 12月20日から翌年1月10日まで

- 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項で定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 通 則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第15条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第16条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、第22条の規定により入学した学生については、同条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第2節 入 学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第18条 本学に、入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 三 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 四 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 五 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第19条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第20条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第21条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人連署の誓約書、その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料等を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学、転入学、再入学)

第22条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- 一 大学を卒業した者又は退学した者
- 二 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- 三 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- 四 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- 五 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による大学予科、高等学校高等科等の課程を修了し、又は卒業した者

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学すべき年数に

については、教授会の議を経て学長が決定する。

第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び単位)

第23条 授業科目を分けて、基礎科目及び専門教育科目とする。

2 本学において開設する授業科目及びその単位は別表1のとおりとする。

(教職課程科目)

第23条の2 本学に教職課程を置く。

2 本学において開設する教職課程科目及びその単位は別表3のとおりとする。

(単位の計算方法)

第24条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間をもつて1単位とする。

二 実験・実習及び実技については、30時間から45時間をもつて1単位とする。

(試験)

第25条 学生は、所定の履修申請に記載した授業科目の授業に出席したうえで、定期試験を受けなければならぬ。

2 試験は、各学期末に行う。ただし、学長は、教授会の議を経て、授業科目の全部又は一部について別の時期に行なうことができる。

3 第1項の試験のほか、臨時試験を行うことができる。

4 第1項及び第3項の場合のほか、病気その他やむを得ない事由により受験できなかつた者又は試験に合格しなかつた者に対して、特に追試験及び再試験を行うことができる。

5 試験に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

第26条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 本学キャリアセンターが設置する科目については、学部の授業科目とみなし、別に定めるところにより、その学修の成果を評価して、所定の単位を与えることができる。

3 公的私的を問わず外部団体等における研修については、教学部長が認め、教授会の議を経て、学長が承認したものに限り、学部の授業科目とみなし、当該研修を修了し、研修を担当する本学教員が定める一定の評価基準を満たした者には、所定の単位を与えることができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第27条 教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学で修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が第36条の定めるところにより、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
(大学以外の教育施設等における学修)

第28条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項による単位認定基準については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第29条 教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学又は短期大学において修得した単位(次項の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第27条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第 29 条の 2 本学の学生以外の者が大学入学資格を有した後、本学において、科目等履修生として一定の単位を修得し、本学に入学する場合において、前条第 1 項の規定により当該単位の修得により本学の教育課程の一部を修得したと認められるときは、修得した単位数等に応じて相当期間を本学の修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(成績)

第 30 条 授業科目の試験の成績は、S・A・B・C・D・E・F の 7 種の評語をもって表わし、S・A・B・C を合格とする。

2 成績の評価については、別に定める。

第 4 節 休学・復学・転コース・転学・留学・退学・除籍

(休学)

第 31 条 疾病その他特別の理由により 3 か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 32 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 16 条の在学期間に算入しない。

(復学)

第 33 条 休学期間にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転コース)

第 34 条 所属コース（法学、情報と法、スポーツ法）の変更を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長がコースの変更を許可することができる。

2 前項のコース変更に関する方法は、履修規則の定めるところによる。

(転学)

第 35 条 他の大学へ入学又は編入学を志願しようとする者は、学部長に転学願いを提出し、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 36 条 外国の大学で修学することを志願する者は、教育上有益と認められた場合に限り、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、1 年を限度として第 40 条に定める在学期間に含めることができる。

(退学)

第 37 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 38 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 別表 2 に定める授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第 16 条に定める在学期限を超えた者
- 三 第 32 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 四 学長の許可なく、他の大学、短期大学又は高等専門学校に在籍していることが明らかになった者
- 五 本学において修学の意志がないと認められる者

第 5 節 卒業、学位及び資格

(卒業要件)

第 39 条 本学において卒業資格を得るためにには、本学に 4 年以上在学し、別表 1 に定めるところに従い、必修科目及び選択必修科目を含め、128 単位以上を履修し、単位を取得しなければならない。

2 授業科目の履修方法は、履修規則の定めるところによる。

(卒業)

第 40 条 本学に、4 年以上在学し、前条に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第41条 卒業した者に、学士（法学）の学位を授与する。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第41条の2 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の定めるところにより、別表3に定める単位を修得しなければならない。

2 本学の学部学科において、当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

学 科	教育職員の免許状の種類	免許教科
法律学科	中学校教諭一種免許状	社会
	高等学校教諭一種免許状	地歴 公民 情報

3 第1項の資格の取得に必要な教職課程科目及び履修方法は、教職課程履修規則の定めるところによる。

第6節 賞 罰

(表彰)

第42条 学生が学術・技芸その他において、特に卓越した業績をあげたものがあるときは、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

2 表彰に関する事項は、別に定める。

(懲戒)

第43条 本学の規則に違反し又は学生としての本分に反する行為をした者は教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがない者
- 二 正當の理由がなくて出席常でない者
- 三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関する事項は、別に定める。

第7節 厚生施設

(厚生保健施設)

第44条 本学に、厚生保健施設を置く。

2 厚生保健施設に関する事項は、別に定める。

第8節 研究生、科目等履修生、特別聴講生、委託生及び外国人留学生

(研究生)

第45条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

4 研究生に関する事項は別に定める。

(科目等履修生)

第46条 本学において、本学の学生以外の者が一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 前項の規定により、履修した者に対して、単位を与えることができる。

3 単位の授与については、第26条の規定を準用する。

4 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第47条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との

協議に基づき、特別聴講生として入学を許可することがある。

2 特別聴講生に関する事項は別に定める。

(委託生)

第47条の2 官公庁、法人又は外国政府等（以下「官公庁等」という。）から当該官公庁等の職員が、本学の授業科目を履修することの依頼があったときは、当該官公庁等との協議に基づき、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第48条 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第9節 検定料、入学料、授業料等

(検定料、入学料、授業料等)

第49条 検定料、入学料、授業料等は、別表2の定めるところによる。

2 検定料、入学料、授業料等に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等の納付)

第50条 授業料等は、4月及び9月の2期に分けて納付することができる。

2 一旦納付した授業料等は返還しない。

(休学期間中の授業料)

第51条 休学期間中の授業料は半額とする。

第10節 奨学制度

(特待生)

第52条 人物、学業共に優秀な学生に対しては、教授会の議を経て、理事長は特待生として奨学生を給付することができる。

2 特待生に関し必要な事項は、別に定める。

(奨学生)

第53条 入学後、本人の経済事情に変化を生じた学生に対しては、学長の上申により、理事長は奨学生を貸与することができる。

2 奨学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11節 公開講座

(公開講座)

第54条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する事項は、別に定める。

第12節 附属施設

(附属施設)

第55条 本学に、研究所等、教育研究に必要な附属施設を設置することができる。

2 附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第56条 この学則の改廃は、理事会が行う。（なお、第9条第3項第三号以下に列挙する事項は学校教育法上、学長が定めることが求められているため、学長が行う。）

2 学長はこの学則の改廃について、学長室会議及び教授会の議を経て、理事会に上申することができる。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年9月22日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成9年7月17日から施行する。

2 この学則適用の際、現に在学する者に係る授業料等の額は、改正後の学則別表2に定める額にかかわらず、な

お従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 10 年 7 月 9 日から施行する。
- 2 この学則適用の際、現に在学する者に係る授業料等の額は、改正後の学則別表 2 に定める額にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 11 年 6 月 10 日から施行する。

- 2 この学則適用の際、現に在学する者に係る授業料等の額は、改正後の学則別表 2 に定める額にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 2 月 25 日から施行する。

- 2 この学則適用の際、現に在学する者に係る授業科目及び単位等については、改正後の学則別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 12 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 13 日から施行する。

ただし、改正後の第 26 条、第 27 条第 2 項及び第 28 条第 3 項の規定は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 この学則適用の際、現に在学する者に係る授業料等の額は、改正後の学則別表 2 に定める額にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 13 年 2 月 27 日から施行し、平成 13 年 1 月 6 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 2 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 15 年 3 月 19 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 この規則適用の前日までに在学していた者については、改正後の定めにかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 15 年 11 月 20 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、改正後の第 26 条第 3 項の規定は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 1 月 13 日改正)

附 則

この学則は、平成 17 年 9 月 26 日から施行する。

(平成 17 年 9 月 16 日「第 4 条」改正)

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 9 月 8 日「第 23 条の 2」新設、「第 5 節」表題改正、「第 41 条の 2」新設)

(平成 17 年 11 月 10 日「第 18 条」改正)

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 18 年 11 月 30 日「第 5 条」「第 9 条第 2 項」改正)

ただし、第 5 条、第 9 条第 2 項関係以外については、各々改正時に遡り適用する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 19 年 3 月 15 日「第 41 条の 2 第 2 項」「別表 3」改正)

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 20 年 3 月 13 日「第 22 条第 1 項第 4 号・第 5 号」「別表 3」改正)

附 則

この学則は、平成 20 年 10 月 9 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 20 年 10 月 9 日「第 1 条の 2」新設)

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 20 年 3 月 13 日「別表 2」改正)

(平成 21 年 1 月 8 日「第 4 条第 1 項・第 2 項」「第 5 条第 2 項」改正)

(平成 21 年 2 月 19 日「第 22 条」改正)

(平成 21 年 3 月 12 日「第 26 条第 2 項」「別表 1」改正)

附 則

この学則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

(平成 21 年 5 月 14 日「別表 1」改正)

附 則

この学則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

(平成 21 年 11 月 5 日「第 8 条」「第 9 条」改正)

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 21 年 11 月 5 日「第 2 条」「第 34 条」「第 39 条」「別表 1」改正)

(平成 22 年 2 月 18 日「第 39 条」改正)

(平成 22 年 3 月 4 日「別表 1」改正)

(平成 22 年 3 月 11 日「別表 3」改正)

附 則

この学則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日より適用する。

(平成 22 年 12 月 1 日「第 1 条第 2 項」新設)

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 22 年 12 月 16 日「第 12 条第 2 項」「第 30 条第 2 項」新設)

附 則

この学則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

(平成 24 年 7 月 12 日「第 42 条第 2 項」「第 43 条第 4 項」新設)

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 24 年 4 月 12 日「第 2 条第 3 項」改正、平成 25 年 3 月 14 日「別表 3 改正」)

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 27 年 1 月 20 日理事会「別表 2」改正)

(平成 27 年 2 月 16 日理事会「第 8 条第 3 項」「第 9 条第 1 項・第 3 項」改正、「第 9 条第 4 項」新設、「第 22 条」「第 25 条」「第 31 条第 1 項・第 2 項」「第 33 条」「第 35 条」「第 36 条」「第 52 条」「第 53 条」改正、「第 56 条」新設)

附 則

1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 29 年 3 月 23 日理事会「第 2 条第 3 項」「別表 1」「別表 2」改正)

2 この学則適用の際、現に在学する者に係る「第 2 条第 3 項に定める昼夜開講制」、「別表 1 に定める授業科目及び単位等」及び「学則別表 2 に定める授業料等の額」は、改正後の定めにかかるわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(平成30年3月19日理事会「第2条」「第34条」「第39条」「学則別表1」「学則別表2」「学則別表3」改正)

(平成31年3月27日理事会「第30条」改正)

- 2 この学則適用の際、現に在学する者に係る「第2条」「第34条」「第39条」「学則別表1」及び「学則別表2」は、改正後の定めにかかるわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則適用の際、現に教職課程を履修する者に係る「学則別表3」は、改正後の定めにかかるわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則適用の前日までに在学していた者に係る成績については、改正後の定めにかかるわらず、なお、従前の例による。